

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成21年7月9日(2009.7.9)

【公表番号】特表2005-518276(P2005-518276A)

【公表日】平成17年6月23日(2005.6.23)

【年通号数】公開・登録公報2005-024

【出願番号】特願2003-570981(P2003-570981)

【国際特許分類】

B 0 1 J	23/66	(2006.01)
B 0 1 J	35/10	(2006.01)
B 0 1 J	37/08	(2006.01)
C 0 7 C	29/10	(2006.01)
C 0 7 C	31/20	(2006.01)
C 0 7 C	213/04	(2006.01)
C 0 7 C	215/08	(2006.01)
C 0 7 D	301/10	(2006.01)
C 0 7 D	303/04	(2006.01)
C 0 7 B	61/00	(2006.01)

【F I】

B 0 1 J	23/66	Z
B 0 1 J	35/10	3 0 1 G
B 0 1 J	37/08	
C 0 7 C	29/10	
C 0 7 C	31/20	A
C 0 7 C	213/04	
C 0 7 C	215/08	
C 0 7 D	301/10	
C 0 7 D	303/04	
C 0 7 B	61/00	3 0 0

【誤訳訂正書】

【提出日】平成21年4月28日(2009.4.28)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 4

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 2 4】

担体は広範囲の材料をベースとするものでよい。この種の材料は天然または人工の無機材料であってもよく、これらは耐火材料、炭化ケイ素、粘土、ゼオライト、木炭、また炭酸カルシウム等のアルカリ土類金属炭酸塩を含んでいてもよい。アルミナ、マグネシア、ジルコンおよびシリカのような耐火材料が好ましい。最も好ましい材料は - アルミナである。一般的には、担体は少なくとも 85 重量%、さらに一般的には 90 重量%、特に 95 重量% の - アルミナ、多くの場合 99.9 重量%までの - アルミナを含む。